

近世における事件処理と地域秩序 ―日向国延岡藩飛地宮崎郡を対象に―

The Disposition of a Criminal Case and Area Order in the Early Modern

大賀 郁夫

キーワード 盗賊方掛合 目明 村役人 検使 郷組衆
親殺し 縊死 制裁

目次

はじめに

一 文久二年上別府村縊死人事件

(一) 縊死人の発見

(二) 縊死人Aの捕縛と取り調べ

(三) 縊死人Aの所持品

(四) Aの前科行状

(五) Aの所持品

(六) 関係者の処分

二 安政三年盗人殺害事件

(一) 事件の発端

(二) 盗人の連行と制裁

(三) 盗人の連行と制裁

(四) 関係者の処分

(五) 事件の経緯

(六) 親殺しの処分

(七) 親殺しの処分

近世において、地域社会で起きる民事事件の多くは、当事者間や地域内部の調停で内済されていた。刑事事件でも内済は存在し、犯罪探知内済と吟味内済の二種の態様があった。刑事事件が起きた場合、実際に犯人を捕縛し事情聴取を行うのは在地役人であった。藩から検使が出役する場合、在地役人らは事前ほどの程度まで事件への関与が可能であったのだろうか。小稿では、延岡藩領宮崎郡を対象に、文久二年上別府村縊死人事件と、安政三年盗人殺害事件、それに天保九年大塚村弁太親伊平次殺害事件の三件をとりあげ、検討した。その結果、事件発覚後の最初の調査は盗賊方や目明らによってなされたこと、彼らは地域に細かなネットワークを築いておりそれが犯人捕縛に寄与したこと、自力制裁権の行使はある程度黙認されたことなどが明らかになった。宮崎郡は藩領や幕領が入り組んでおり、旅人や商人などが数多く入り込む地域であった。そのため事件解決では藩領を越えたネットワークが構築され機能していたのである。

はじめに

近世において、地域社会で起きる盗みや地境論・山論などの多くは、公的な訴訟をできるだけ避けて、当事者間や地域内部の調停で内済されていた。村は独自の村法を持ち、それに基づく検断・制裁や、村役人・五人組などの仲裁・調停によって事件は解決されていたのである。^① 民事事件の場合、調停の過程は、村役人レベルに至らないケース、村役人レベル、村を越えた周辺地域レベルなどに分かれ、公法的訴願ルートに乗るかどうかは名主の判断が重要であった。^②

一方、刑事事件の場合はどうかであろうか。刑事事件は法秩序維持者たる公権力が侵害者たる犯人を追及し、刑罰を科すという形で解決がなされるが、刑事事件においても内済は存在した。刑事内済には、犯罪探知内済と吟味内済の二種の態様があり、具体的には検使出役の免除と犯人追及の放棄である。また、刑事内済の存在理由として、刑事裁判過程に付随する人的・物的諸負担および他領引合事件の回避があり、いずれも藩権力と在地社会双方に動機があったといわれる。^③

実際には、変死を含む多くの刑事事件の場合には、藩から検使が出役して取り調べが行われ、領主法に基づいて処分がなされるのが通常であった。その場合、犯人の捕縛は在地役人によってなされ、一応の取り調べも彼らによって事前に済まされたが、在地では独自の制裁権や検断権をどの程度まで行使できたのであろうか。

小稿では、日向国延岡藩領で起きた三件の殺人事件をとりあげ、事件発生のおと犯人の捕縛、さらに領主権力による取り調べがな

される過程において、村はどの段階まで、どの程度事件に関与したのかについて考えてみたい。

小稿で対象とする村・町は、延岡藩領日向国宮崎郡二三方村中の大島組上別府村（一三二八石余）・太田組太田村（村高三一四七石余）中村町・同組大塚村（一七二三石余）である。^④ 宮崎郡には宮崎役所が置かれて宮崎代官・同勘定人が城下から派遣された。また村々は四組に分けられ、組には大庄屋、村には庄屋・年寄が、町には別当と町年寄が置かれていた。^⑤ 郡の治安・警察機関としては、宮崎役所附の手代や郷組一〇数人がいたほか、藩は文化四年六月に村足軽二八人、文政十二年九月には郷足軽五〇人を取り立てた。^⑥ さらに同五年八月には太田村福島町に盗賊方掛合を置き、嘉永元年六月には村々へ郷目付一人宛、ほかに隠密者を置いて治安維持を図っている。^⑦

一 文久二年上別府村縊死人事件

上別府村は「御料所并飫肥領境三ヶ所入相之場所故、度々之出入等出来仕候」とあるように、他藩領・幕領と境を接する村で訴訟も多くみられた地域であった。

文久二年九月十五日早朝、上別府村内河原町で縊死人が発見された。事件はただちに庄屋元へ届け出られ、ほどなく庄屋・年寄ら村役人が駆けつけた。彼らを取り調べを行う一方で、宮崎役所へも報告がなされた。刑事事件であるため、延岡城下から検使として徒士目付布施三太夫が出役し、宮崎代官佐藤嶋之助とともに、

事件に関係した者たちについて吟味が行われた。ほぼ一週間後の九月二十一日付で各人から供述書を取り、調査を終えた。^⑧ 以下、各人の供述書から事件の具体的内容をみていこう。

(一) 縊死人の発見

縊死人の遺体が発見されたのは上別府村内河原町に住む藤太郎の家裏で、発見者はこの藤太郎と三軒隣に住む熊吉であった。なお藤太郎は幕領細島町の者で、上野町日高平太郎が河原町に所有する家を借り、そこで出稼ぎをしていた。

十五日は上別府村八幡宮の祭日で、家々は何処も準備で取り込んでいた。熊吉も朝早くから準備に追われていたが、朝五ツ前ころ藤太郎の家裏で犬四五疋が激しく吠え立てるのを聞き、藤太郎とともに何事かとのぞき見ると、そこには見知らぬ男が頬被りをして縊死している姿があった。仰天した熊吉は早速庄屋元へ届けに走り、藤太郎は野次馬が来るのを心配して居残り、家主の平太郎へ知らせたところ同人倅宮治が来たのでともに番をした。

庄屋ら村役人が現場へ駆けつけると、ここらでは見かけない男が板垣の高さ七尺ほどある冠木の端で、八寸ほど出ているところに浅黄木綿布一丈ほどあるものを掛け、両端二重にして首縊り果てていた。旅人のように見えたので往来等を吟味したところ、すぐに遺体の身元が判明した。縊死人（Aと呼ぶ）は、去年九月頃河原町吉五郎方で喰い逃げした者で、ほかにも前科があった。何故Aは縊死したのか。以下、Aの動向を辿りながら、彼が縊死するまでの足取りを辿っていこう。

(二) 縊死人Aの動向
旅人宿を営む柏田町の落合兵助宅に、同月十一日暮れ前に薩州人とおぼしき男が一夜の宿を求めた。薩摩弁のAに、兵助が国元を訪ねたところ、自分は鹿児島奥在のもので高岡へ戻ったところだと答えた。在所についてはAが話したようにもあるが、兵助は耳が遠く聞こえなかった。

翌十二日の朝、Aは旅籠代として錢三百文を兵助に払い、一寸中村町へ用事で出かけるがすぐ戻るので、それまで着替類を預かってほしいという。兵助はAが先頃中村町へ芝居見物に行き散財した旨を話したので、Aがその品を質の代わりにお願いしてくるのだと思ひ品物を預かった。五ツ時頃に出かけて以後、何か用事でも出来たのかAは返ってこなかった。

十三日、上別府村の墓番らしき者が訪ねてきて、Aが預けた着物類を渡してくれるよう頼んだ。しかし兵助は、当人で無いものに渡すと後日面倒なことに巻き込まれるので困るというて結局渡さなかった。翌十四日朝に、兵助が同町部当元用事で行った際、上別府村盗賊方掛合の吉太郎・万五郎兩人から別当宛の番状が来ており、吟味があるので兵助が預かったAの着物類を引き渡すよう部当からも勧められたため、使者へ持たせて上別府村まで届けさせた。

十六日未明、上別府村年寄が来て十一日に泊まったAが縊死したことを知らせ、いづれ調査が及ぶことを伝えた。兵助は、言葉訛と人相で鹿児島在住の様子だと判断して一宿させたことを話すと、年寄は検使が出役すれば尋問がなされる旨を伝えた。果たして、検使に尋問された兵助は、一面識もない者であり心当たりもな

いことを答えたが、「一宿とは乍申、旅人之儀ニ付生所名前等入念相尋置、預り品も篤与相改預り置可申処不念」と、生所や名前の確認を怠ったことを咎められた。

(三) 縊死人Aの捕縛と取り調べ

話は前後するが、Aが九月十一日に柏田町旅人宿兵助方に一泊し、翌十二日朝、中村町へ行くと言って宿を出たあと、Aはどうしたのであろうか。

Aは祭で賑わう上別府村八幡宮の馬場に居た。たまたま同所で盗賊方掛合の吉太郎と流鏑馬を見物していた鰻屋為市は、Aの姿を見かけるとすぐに、それが去月喰い逃げしたAだと確信した。為市に見咎められ、そのときの代金を催促されたAは慌てて逃げ出したが、為市は江平町筋まで追いかけて漸くAを取り押さえた。

為市はすぐさま盗賊方掛合の吉太郎に来てくれるよう依頼したところ、同役の万五郎に加え弥三郎も同行してきた。弥三郎は万五郎の親類で、以前Aに喰い逃げされ、その際衣類が紛失したのがAの仕業だと疑っていた。吉太郎らはAを厳しく吟味したが、弥三郎方の衣類紛失については覚えがないとのみ答えるだけであった。そこで吉太郎らは、同村墓番で機多の万吉に来るよう伝えた。万吉は上別府村に居住して、墓番と非人乞食取締方を命じられていた者である^①。この場合、村役人や宮崎役所に届ける前に、まず盗賊方が非人乞食取締方とともに吟味を行っていることに注意したい。

吉太郎・万五郎らは万吉ともども、特に弥三郎宅で紛失した着物類について厳しくAを取り調べたが、Aは頑として白状しな

町に入り込むのを見届けた上で、夕八ツ時過ぎに帰宅した。そのAが縊死したのは翌日のことである。

(四) Aの前科行状

Aによる喰い逃げの被害にあったと訴え出たのは、盗賊方掛合万五郎の家内で酒屋を営む弥三郎と、旅人下宿の吉五郎、それに旅人宿と鰻屋を営む為市である。

弥三郎方へAが酒・肴を買いに現れたのは九月九日の昼である。肴を買いつつ酒を三度ほど呑んだが、弥三郎が目を放した隙に代銭六五〇文を払わず逃亡した。その際に浅黄と茶縞の木綿袴と、紺と浅黄の単物各一枚が紛失したので、Aの仕業との疑心を抱いたようである。

吉五郎の旅人下宿にAが来たのは、去年九月十二日のことである。Aは酒肴の調達に加え女郎も雇うよう依頼したので、吉五郎は飢肥藩領松山の長崎屋お慶方から女郎を雇って遣わした。しかしAは十四日夜中にその代銭七貫文を踏み倒して逃げ出し、行方不明となった。散々探索したが今まで行方はわからないままであった。

旅人宿と鰻屋を営む為市方へAが姿を見せたのは、去八月九日の夕方であった。薩摩風の旅人が宿を求めたのでこの者かと尋ねたところ、Aは鹿児島在住のもので佐土原へ川掘り稼ぎにいくのだという。薩摩弁だったのでそれ以上は聞かなかった。この時も酒肴と杓取女を雇うよう依頼したので、最寄りの飢肥藩領松山の栄吾方から杓取女を雇った。翌日は風雨であったので出立でき

った。往来であったため、次第に野次馬が集まってきたので、ここでは取り調べも出来ないし、万吉宅へ連行した。その際にAの所持金を調べたところ三貫九〇〇文を所持していた。為市への支払にそれを充てたが、まだ一貫九〇〇文不足するので、その分としてAが着ていた着物でもカタに取るべしとて、紺木綿単物一枚と木綿縞袴一枚を脱がし、襦袢一枚にして万吉宅に連れて行った。盗賊方掛合の家ではなく、万吉の個人宅に連行していることから、この取り調べはあくまで個人的なものであった。

吉太郎や弥三郎も万吉宅に来ていろいろ尋問したが白状しない。そこで吉太郎は十手でAの尻を四度、万吉も同所を三度殴いたが、それでも白状しなかった。Aは柏田町の旅人宿兵助方に着物類を預けている旨を話したので、吉太郎らは万吉に受け取ってくるよう言いつけて帰宅した。万吉はAを自宅に留め置いて、翌日柏田町兵助方へ着物類を請け取りに行ったが、当人でないと渡されぬと兵助に拒否された。吉太郎へその旨報告したところ、同町別当に依頼状を出し、翌十四日にそれを持参したので漸く着物類の引き渡しを実現した。

吉太郎や弥三郎が立ち合ってAの着物類を改めたが、弥三郎方の紛失物ではなかった。Aの潔白が証明されたことになり、敲打詫びのつもりであろうか、吉太郎は銭四〇〇文、万吉は二〇〇文をAに与えた。また襦袢一枚であったので袴縞袴一枚を着せ、Aの所持品のうち大目縞袴・茶縞木綿羽織・甚盤縞単物一枚と小倉男帯一筋は吉五郎・弥三郎への払い方に充てるため吉太郎が預かり、残りはAに返した。万吉はAを連れて江平町まで行き、Aが

ず、同夜も女を雇い四ツ時頃に休んだ。翌十一日六ツ時頃に目を覚ますとAの姿はなく、おそらくは皆が寝静まった七ツ時頃に逃げ去ったものと思われた。為市方の被害は、旅籠代と酒肴代・女雇代の計六貫八〇〇文に上った。

この地域は飢肥藩領城ヶ崎などがあり旅人の往来が激しかったようである。数多くの旅人宿があった。また旅人を相手に酒肴を商う店や、杓取女などを抱える置屋も何軒かあったことがわかる。

(五) Aの所持品

さて、八幡宮の馬場でAを見つけた為市は逃げたAを捕らえ、代金を催促した。Aは所持金三貫九〇〇文のほかに、着物類を所持

第1表 所持品一覧

品名	数	備考
木綿棒縞	1枚	当人へ返却
木綿茶縞	1枚	所々払方へ
大目縞	1枚	〃
木綿甚盤縞	1枚	〃
小倉男帯	1筋	当人へ返却
紺木綿	1足	〃
櫛	2	〃
濃元髪	1抱	〃
結附	少々	〃
み拭	1	〃
古手綿	1筋	〃
晒形	1	〃
往来手形	1	吉太郎へ渡す
椀手形	3	〃

(註) 文久二戌年「上別府村之内河原町裏江縊死人有之檢使出役口書写」(内藤家文書 第一部21法制277)より。

していた。Aは前日の柏田町兵助宿に一宿した際に宿代三〇〇文を出しており、これらの銭をどのようにして手に入れたかは不明である。Aが所持していたものは**第1表**の通りである。為市は、Aの所持金と着ていた袴と袴纏各一枚を脱がせて、喰い逃げ代として相殺している。もっともこれらの着物は、後に縊死人の遺物として上別府村庄屋元へ取り上げられた。

これらの着物のうち、吉太郎らがAを追放する際に襦袢一枚だけだったため棒縞袴一枚を着せ、残りの大目縞袴・茶縞木綿羽織・碁盤縞単物各一枚と小倉男帯一筋は、負債者への払い方に資するため吉太郎が預かり、残りはAに戻した。そのほかのAの所持品で問題となったのが、往来証文一通と薩州関内稼ぎ手形三通である。「御手形」と書かれた包紙に四通入っていた。このうち往来証文は次の通りである。

往来	一此者老人 年三拾壹才 中男
	右者今度生目八幡様り鶴戸様来傾仕候、又者久嶋今町親類所迄罷行候ニ付、御通被成下候御願可申候、以上
	宮今城門 山田村 市太郎 庄屋 浜田嘉左衛門 印
	御関所 御役人衆中様

り込む者が少なくなかったと考えられる。そのため各村に盗賊改方掛合を置く一方、墓番万吉などを非人乞食改方に任じて罪人らの取締にあたらせていたのである。万吉は穢多身分であり、まさに「毒をもって制する」やり方である。

(六) 関係者の処分

Aが釈放されてから縊死するまでのあいだは全く空白である。なぜAは縊死しなければならなかったのか。Aを追放したという万吉は、検使の尋問に対して昨夜まで怪しいところはないかと報告しているが、その際検使から「弥三郎方紛失物出不申、右様為似往来取替、所々ニ而喰逃等いたし候不都束者ニ付、尚又相疑手強く責尋為相悩、其末相果候ニ付、縊死之躰ニ取替候儀ニ者無之哉」との疑惑を持たれている。厳しい譴責の末に死亡させたため、縊死したように見せかけたのではないかというのである。

もちろん万吉は全面否定し、自分は十手で三度、吉太郎は四度打ったが、Aは少しも悩むようではなかったこと、僅かではあるが銭も持たせて追い放ったことを強調した。今となっては死人に口なしである。なお万吉は、吉太郎らの指図と

延岡藩領宮崎郡の生目八幡宮から、飢肥藩領の鶴戸神宮までの往来証文であるが、年号・月日もないため、吉太郎らは「全偽往来と相見へ申事」として、偽物と断定している。稼証文は次のようなものである。

稼証文	加世田唐仁原村 前屋敷之 市太郎
	当年三拾歳 禅宗
	右者嶋津仲様年季抱者ニ而候処、一往為稼方其元方様江差越度段申出候間被差置可給候、尤御法度之宗旨ニ而無御座、御方江罷居中何そ出合入組等仕出し及御披露候儀も致出来候ハ、則此方江引取相片付可申候、為後日証文如此御座候、以上
	文久二年 島津仲役人 奈須直右衛門 印
	戊五月廿三日

この稼証文についての吉太郎らの言及はない。これらの証文類を薩摩藩領高岡役人に問い合わせたところ、内見分がなされた。おそらくは偽物だったのであろう、役人らは真偽のほどには触れず、遺骸については自死であれば延岡藩領の「御国法」で死骸を処理してくれるよう依頼している。延岡藩領宮崎郡は他領・幕領境が接する複雑な地域であるため、Aのように偽の往来証文や稼証文などを手に入れて領内へ入

第2表 事件関係者一覧

当 人	立合人・奥印者	備 考
上別府村熊吉	熊吉親類彦四郎・五人組合頭与七年寄長沼忠兵衛・同長友弥三右衛門・庄屋兼帯松浦一蔵	死体発見者
柏田町落合兵助	落合兵助親類利右衛門・五人組合町年寄藤助・町部当兼帯太田辰三郎	旅人宿主 着物預り
上野町秀四郎倅 光之助	同人親類金吉 町年寄弥兵衛・町部当 日高武右衛門	酒屋勤め人
上別府村当分住居 万吉	跡江村穢多鉄蔵	墓番 非人乞食取締方
上別府村出稼藤太郎	上別府村庄屋兼帯松浦一蔵 大島組大庄屋兼帯長友忠左衛門	隣家 幕領細島町より出稼
河原町兼吉	兼吉親類彦四郎・五人組合頭与七年寄長沼忠兵衛・同長友弥三右衛門・庄屋兼帯松浦一蔵	隣家
上野町日高平大夫倅宮治・同高橋辰三郎・組合頭惣代與七・々原田貞治・年寄長沼忠兵衛・同長友弥右衛門・庄屋兼帯松浦一蔵	上別府村熊吉・百姓惣代長友直吉・	日高平大夫は家主
上別府村盗賊方掛合 吉太郎・万五郎・同村弥三郎	吉太郎親類長田庄之助・五人組合頭文作万五郎親類上野町助五郎・五人組合頭与七・年寄長沼忠兵衛・同長友弥三右衛門・庄屋兼帯松浦一蔵	上別府村盗賊方掛合
河原町吉五郎・同町為市	吉五郎親類茂兵衛・為市親類満佐吉・五人組合金吉・町年寄弥兵衛・同孫太郎年寄長沼忠兵衛・同長友弥三右衛門・庄屋兼帯松浦一蔵	旅人宿主 同・鰻屋主

(註) 文久二戌年九月「上別府村之内河原町裏江縊死人有之検使出役口書写」(内藤家文書)より。

も打ったこと、村役人へも届けずに三日も自宅に留め置いたことを「不都束」と認めている。

二ヶ月後の十一月、藩郡方は次のような判決を下した。¹³⁾

宮崎郡上別府村

盗賊方掛合

吉太郎

萬五郎

萬五郎家内分宅

弥三郎

此者共儀、去々月中居村河原町裏ニおゐて縊死罷在候旅人検視見届之上、所持之書付類も有之、免許掛合全く無届もの候処、其者町中徘徊中所々ニ而不埒之聞有之、上不審之筋も有之候与ハ乍申、旅人之儀兼々御沙汰御筋も有之、差押候砌生所等茂聞糺取計方も可有之処無其儀、其俣墓番万吉江申付供々手強穿鑿中、無届万吉方江為差留置候段不念之事ニ候処、一躰不人品不埒ものニ而所々酒飯代等も不仕払逃隠れ罷在之程之ものニ而、前書之通取計候儀ニ付各別之以御憐愍、吉太郎萬五郎儀日数十日宛、弥三郎儀日数七日遠慮被仰付、吉太郎預置候無宿もの衣類四枚ハ仕払不足酒飯代ニ為取可然哉奉存候

最終的に検使によっても吉太郎らの取り調べ方と、Aの縊死との因果関係は明確にできなかった。盗賊方掛合の吉太郎と万五郎は、Aの生所などの聞き取りを怠り、墓番万吉に命じて厳しい穿鑿をさせ、万吉方に留め置いたことが「不念」とされ、それぞれ一日、弥三郎は七日の遠慮とされた。

上別府村 当分住居
穢多 万吉

此者儀右同断ニ付而ハ吉太郎より差図与ハ乍申、同手強穿鑿中無届自分方へ留置候段不念之事ニ付、仲間法を以相当之手当申付候様、跡江村穢多江申付させ可然哉奉存候

また墓番万吉も同様に、穿鑿中に自宅に留め置いたことが「不念」とされ、「仲間法」により「相当之手当」を跡江村穢多へ命じられた。この「仲間法」がどのようなものかは明かではないが、穢多仲間中で用いられる仲間掟であろう。

同村 中山武右衛門家内分宅

吉五郎

上野村 為市

此者共儀右同断ニ候処、旅人之儀兼々御沙汰之筋茂有之心得茂可有之処、其者居町徘徊之砌無届逗留為致候段不都束ニ付、日数七日ツ、押込之上、過料錢三ノ文ツ、御取揚被成可然哉奉存候

一方、Aを宿泊させ喰い逃げ去れた旅人宿主の吉五郎と為市であるが、被害者であるにもかかわらず、無届でAを逗留させたことが「不都束」であるとして、兩人とも日数七日の押込と、過料錢三貫文に処された。関係者の中では最も思い罰である。

上別府村庄屋兼帯

松浦一蔵

上野町部当 日高武右衛門

上別府村年寄兼帯

長沼忠兵衛

同年寄

長友弥三右衛門

上野町年寄

孫太郎

弥三郎

此者共儀右同断ニ付而、旅人之儀兼々申付方不行届不念事付、御呵流被仰付可然哉奉存候

上別府村庄屋兼帯である松浦一蔵ほか町別当や年寄たちは、「不行届不念」すなわち管理責任を問われただけであり、いずれも「呵」とされた。

以上のように、この事件はAがどういう理由なのか不明のまま縊死するという奇妙な事件であったが、問題はその解決方法である。喰い逃げについては盗賊方掛合と非人乞食取締役によって吟味がなされ、彼らの裁量で追放が行われている。しかし、Aの縊死体が発見されるや、直ちに村役人に届けがなされ、城下からは検使が派遣され、宮崎代官とともに審議にあたった。検使役人は過失致死による偽装殺人を疑うが、事前に問題は処理されており、証拠もないために彼らの証言を認めるほかなかったのである。

二 安政三年盗人殺害事件

安政三年四月二十六日の深夜、宮崎郡中村町の福島幸兵衛宅に盗人が入った。盗人を発見した幸兵衛は後を追ったが、逆に瀕死

の疵を負わされ、盗人は逃亡した。翌二十七日、盗賊方掛合や目明に加え同町若者らが盗人の捜索にあたり捕縛した。中村町に連行された盗人は川原に引き出され、打擲されて死亡してしまふ。その後検使役人が出役して取り調べがなされ、五月十日付で関係者九人の証言から調書が作成された。¹⁴⁾以下、これらの調書をもとに事件の詳細についてみてみよう。

(一) 事件の発端

幸兵衛宅内の経緯は、幸兵衛の弟幸四郎が次のように証言している。四月二十六日夜中、家内中が寝静まった八ツ時頃、幸兵衛宅に盗人が忍び入った。しかしすぐに幸兵衛に見つかり、幸兵衛は大声をあげながら木刀を持って盗人を追いかけた。幸四郎も往來の方へ走っていったが見失い、別の道筋を追いかけたが、自宅より一町ほどのところで傷を負い倒れている幸兵衛を発見した。近所の者も駆けつけ、幸兵衛を板戸に乗せて居宅に運び、すぐに医師の福島退庵を呼び治療させた。

退庵がみた幸兵衛の容体は次の通りである。

一 福嶋幸兵衛疵所

一 中額左眉之上立疵壹ヶ所

但長耆寸余深三歩位

一 右之手首外面横疵壹ヶ所

但廻り三寸位深骨ニ掛ル

一同三寸程小腕ニ上り同耆ヶ所

但廻り式寸五歩位深骨ニ掛ル

一同三寸程小腕ニ上り筋違ひ疵沓ヶ所

但長式寸余深骨ニ不掛

一左之腕内面肱ニ掛り立疵沓ヶ所

但長七寸深沓寸七八歩位

一同足躡之内倒障沓ヶ所

但巾沓寸近深沓寸程

一同甲立疵沓ヶ所

但長式寸五歩深三歩

一同手人脇筋違ニ切落シ残三歩

盗人と揉み合いになったのであろうか、額の疵以外は手足・腕などがほとんどである。幸四郎は「九死一生の容体」だったという。

(二) 盗人の捜索

瀕死の幸兵衛を介抱する一方で、幸四郎らは未明にも関わらず中村町盗賊方掛合の金子保兵衛にすぐ来てくれるよう使いを送った。保兵衛は直ちに幸兵衛宅へ駆けつけるとともに、同役の川野新蔵へも知らせの者を走らせるとすぐに来た。

町内の者たちが集まってくるなかで、新蔵は盗人が忍び込んだ場所を見届けようと幸兵衛宅周辺を調べに行き、保兵衛は逃げた盗人の探索について町内の者たちの差配にあたった。調べを終えた新蔵は、盗人は裏囲いから梯子を使って乗り入れたよう、幸兵衛が傷を負った場所には血の跡が付いており、そこで盗人が落としたとみられる袋二つを発見した。一つには火打ち道具をはじめ附木・鍵など錠を開ける道具と見られる物が入っており、もう一つには崩れた

弁当箱があった。これらは町部当所へ預けられた。このほか幸兵衛が手に取った木刀や、盗人が使った梯子が回収されている。

保兵衛のもとでは町内の若者たちによる盗人の探索が始まった。彼らは五人から一〇人ぐらいずつに分かれて近郷所々に手分けして捜索に当たり、幕領である船引村辺が不審であるので、もし手掛かりがない場合は同村に集合することを申し合わせて各々出した。

ところで、船引村辺が怪しいとは誰からの情報であったのだろうか。実は各村には盗賊や不審者を捕縛するための目明が置かれており、彼らは跡江村穢多七蔵の支配下にあった。保兵衛らは「尋方巧者」と賞された小松村住居の目明銀蔵に協力を求め、銀蔵から船引村辺の探索を示唆されたのである。

盗賊方掛合である新蔵は、町内の虎治や新坂久吉らとともに船引村黒北へ出向いた。そこには幕領本庄村の目明紋次郎が借宅しており、紋次郎を訪ねたのであるが不在であった。同村庵屋にいた同所目明元次郎に尋ねたところ、紋次郎が飢肥藩領田野葛掛(沓掛)で盗人を取り押さえ、黒北へ連行しているところだと聞いた。そこで元次郎とともに紋次郎宅へ行くと、盗人を捕らえた紋次郎が帰っていた。紋次郎によると、昨夜中村町で人を切った盗人を捕らえたということだった。

(三) 盗人の連行と制裁

新蔵は紋次郎から捕らえた盗人を請け取り、後から来た小松村目明銀蔵へ渡し、一同中村町へ引き上げた。捕縛された者を連行

するのも目明の役目だった。途中、盗人に生国などを尋ねたが「ケ様成候者無益キ事」と言って答えなかった。

同日暮頃に、町には盗人が捕らえられて連行されてくるとの情報が伝わっており、町内はその話で騒然としていた。同町の顔役である岩切忠兵衛(郡方支配郷土)と太田直三郎(同)・岩切與右衛門(郷土)三人は、是非その顔が見たいと連れだって行くと、京塚あたりで一行に行き会った。盗人の顔を見ると「盗賊可仕面跡悪々敷」ものであり、これまで町内所々で起きた怪しげな事件はさてはこの者かと話し合っているうちに、耐えきれなくなって持っていた杖で盗人の腕を敲いてしまった。盗人はそのまま行き過ぎていったが、後にこのことが問題になり、三人は検使から厳しく叱責され、始末書を出させられている。

新蔵は再度盗人に生国などを詰問するつもりで、銀蔵らにすぐさま川原へ連れて行くよう命じて、自分は足が痛むと彼らに遅れて中村町に着いた。それから幸兵衛方へ立ち寄ったところ保兵衛が来ていたので、目明が盗人を捕縛した経緯を話し川原へ出向いて

第3表 事件関係者一覧

当 人	立合人・奥印者	備 考
由兵衛	同町別当岩切文兵衛	中村町人
文太・武平・新坂久吉 村川甚三郎・岩切文兵衛	—	小前惣代 町年寄・町別当
福島甚兵衛	同町年寄村川甚三郎・同町部当岩切文兵衛	幸兵衛親
銀蔵	跡江村穢多七蔵・跡江組大庄屋松浦市郎	小松村住居目明
川野新蔵	中村町川野新蔵親類小次郎・同人五人組合助四郎・同町部当岩切文兵衛	中村町盗賊方掛合
岩切忠兵衛 太田直三郎	五人組合猪俣勝之助 〃	郡方支配郷土 郡方支配郷土
岩切與右衛門	與右衛門親類忠次郎・同町年寄村川甚三郎・同町部当岩切文兵衛	郷土
金子保兵衛	同町部当岩切文兵衛	中村町盗賊方掛合
福島幸四郎	同町福島幸兵衛五人組合頭・同町年寄村川甚三郎・同町部当岩切文兵衛	福島幸兵衛弟
山下良七 平四郎・平作・柳蔵 ・利助・清吉	中村町清吉・五人組合田村弁作・利助親類由兵衛・柳蔵五人組合新坂久吉・平作五人組合船津喜兵衛・平四郎五人組合榮作・山下良七五人組合黒木宗市・中村町年寄村川甚三郎・同町部当岩切文兵衛	福島幸兵衛親類 町住人
吉三郎・与平・和助 ほか32人	吉三郎親類弥作・同人五人組合喜右衛門ほか68人 町年寄村川甚三郎・花ヶ島町部当高妻慶祐・中村町部当岩切文兵衛	中村町衆
忠助	松本佐兵衛親類周吉・同人五人組合日高久兵衛	松本佐兵衛二男 兵衛

(註) 安政三年五月「宮崎太田組之内中村町福嶋幸兵衛ト申者家江盗人忍入逃出幸兵衛追掛疵受、翌日盗人幸兵衛親類町内之者ドモ差押打擲之上、盗人相果候ニ付検使一件口書類一式」(内藤家文書)より。

みると、大勢の者たちから打擲されて気絶している盗人が見えた。

驚いた新蔵は、大変なことになった、このままでは済まない、これ以上手を出すと皆に敵命し、町年寄村川甚三郎へ知らせに走った。なぜこのような集団制裁に及んだのであろうか。取り調べを受けた者たちが言うには、盗人が「ケ様成候而者速茂遁候命ニ無之、昨夜切候人仕留候積之処存命歟」等と言ったため、幸兵衛弟幸四郎はじめ親類たちが立腹して盗人を敲いた。自分たちも「余り過言申候故」立腹し敲きに加わったということだった。後に「腹立之余前後忘却打擲仕」と語っているように、激高した若者たちには手加減がなかった。

新蔵は途中保兵衛と行き会い、事情を聞いた保兵衛も驚いて一同甚三郎方へ集まり話し合い、甚三郎が町別当まで届けた。新蔵らは医師福島退庵に怪我人の治療を頼み再度川原へ戻ったが、最早治療は手遅れだと言って退庵は帰ってしまった。検使の求めに応じて退庵が作成した遺体の容体は次の通りである。

- 一 盗人死骸疵所并着用品
- 一 頭首筋虫生居面躰不相識敲候故、疵所多虫生候様相成哉
- ニ 相見ル
- 一 髮乱 但髮黒キ方ニ付年頃三十才位ニも可有御座哉
- 一 惣身青白黒ク腫ル
- 但抜背共黒ク上皮膚居候所数ヶ所有之抜候所与相見ル
- 一 茶紺浅黄交り豎縞木綿単物着
- 一 花色ふたん帯ヲ 但古キ方
- 一 白木綿切レ腹ニ巻

官菅波平右衛門と郷組壱岐源五ら五人が出役し、翌二日から取り調べが始まった。五日まで取り調べが続き、十日には関係者四、五〇人が呼び出され、口書が申し渡された。¹⁵⁾ また同日付で川野新蔵ほか九件の供述書が提出されている。

取り調べは、盗人を打擲した者は誰か、何度ほどどこを敲いたのかが焦点になった。しかし、幸兵衛の弟幸四郎は次のように答えている。

〔前略〕盗人か、見居候を頭を一二度敲申候、親類のもの共茂敲候而何を不傳候哉ニ相覚候得共、居合候もの共数人敲候間私先ニ敲候与ハ申条、親類のもの初皆一同に敲候訊ニて誰々敲候而倒候与申儀、夜中数人込合候中故何分前後之儀者不奉存、敲候段者御尋以前町役人迄申出候儀ニて、何れ茂聊以取包候儀毛頭無御座、全立腹之余前後忘却仕敲候儀御座候処、御上様江御苦勞奉掛候様成行誠以奉恐入候

居合わせた者たちが銘々敲いたのであり、さらに暮時で顔もよく見えなかったこともあり、誰が敲いたかは分からないという。また幸四郎とその親類の者、および供述書を出した「小前之者共惣代」である文太・武平・新坂久吉らのほかは「右外之もの共決而敲候儀無御座候」と返答した。「敲候段者、御尋以前町役人迄申出候」ということから、検使による以前に町内で処罰対象者を最小限とする取り決めがあったのかもしれない。町共同体の成員として当然の態度であろう。

翌十一日、中野らは宮崎役所を出立して帰途に就いた。中村町では検使一人につき煙草三斤宛を土産に持たせた。賄賂かどうか

- 一同下帯
- 一 紺股引着
- 一 紺わらんじ
- 但両足とも

怒りにまかせて打擲したようで、「惣身青白黒ク腫ル」容体であった。新蔵は保兵衛と話し合い、死骸を粗末にしないよう手配していると、宮崎役所より郷組衆が駆けつけ、死骸を板囲にして番人を付けるよう指示があった。

盗人の素性については、名や生国・職業などを事前に聞き出しておくことは取り調べの前提であったが、この場合盗人は生国など素性を明かさなかった。新蔵は素性を聞き糺すために川原に連れて行ったのかもしれない。当人の素性は目明仲間らも知らないと言ったことだったが、異名があることはわかっていった。

盗人の異名は「メテンイワ」といい、保兵衛らは以前に見掛けたこともあるという。生国は不明であるが、肥後あるいは筑後などと言った者もあった。異名の由来は、額に入墨があったのを灸治などをして消そうとしたのか、または腫物の跡が見分けはできないが、そういう跡が額にあるからだった。いずれにしても無宿者であることには変わりなかった。

過失による致死とは言っても殺人である。取り調べのため延岡城下から中野正右衛門ら三人が検使として出役した。

(四) 関係者の処分

中野らは五月朔日には中村町部当所に入り、宮崎役所からは代

は不明であるが、以前に取り決めていた通りだという。佐土原までの見送り人足は、太田村に頼んで一〇人ほど出してもらった。煙草代や人足賃など諸入用は三四両ほどになり、町別当ほか頭立人らが協議した結果、金子は幸兵衛と町中が出すことを取り決めている。

十月十三日、代官小川清太郎が中村町部当所に出役し、関係者の処分を申し渡した。

- 若者共 日数十五日押込被仰付
- 別当岩切文兵衛 日数五日押込被仰付
- 年寄村川甚三郎 日数三日右同断
- 大田直三郎 日数八日押込
- 岩切忠兵衛 日数八日押込
- 岩切与右衛門 日数八日押込

「若者共」としているが人数は明記されておらず、実際に誰が対象となったのかも不明である。町役人二人は監督責任であろう。大田ら三人は実際に杖で盗人を敲いたことによるが、いずれも押込という軽罪で済んでいる。相手が無宿者であり、盗賊方掛合や目明らには覚えのある者だったにせよ、町衆に集団暴行されて死亡した事件は、町内の自力制裁を藩がある程度認められた形を取って落着いたのである。

三 天保九年大塚村弁太親伊平次殺害一件

これは天保九年九月十二日、大塚村百姓弁太が実父伊平次を酒

狂のうえ切り殺し、自身も脇差しで腹を切って重傷を負い、結果的に死亡したという事件である。¹⁶⁾ここでは、凶らずも親殺しという大罪が出来てしまった時に、関係者はどのように対処しようとしたのかについてみてみたい。

(一) 事件の経緯

昨年、大塚村百姓善助が老母と娘ちかを残して死去したので、ここに同村百姓伊平次の次男弁太をちかと娶らせ智養子にした。実家は長男の吉五郎に任せ、父伊平次と母とわは暮れから弁太方へ作加勢に来ており、何かと世話をしていた。

隣家は善性院という山伏一家が住んでおり、今年の七月に不幸があつてから、とわは善性院の嫁ふでを気遣い、たびたび善性院宅へ泊まりに通つたという。事件の第一発見者である伊平次の妻で弁太の母親とわの証言からみていこう。

九月十一日夜も、伊平次と弁太それに老母らと夕餉を終え、とわは五ツ時頃から善性院ふでのもとに出かけ宿泊した。翌十二日の日の出頃、とわとふでが起き出して外に出てみると、「水よ水よ」と苦しい声がある。不審に思ったとわが自宅に帰ってみると、血に染まった袷が軒下に投げ出してあつた。さては一大事と仰天して、外にいたふでとともに家内に飛び込んでみると、伊平次は茶間囲炉裏端に丸裸で切り殺されて絶命しており、弁太は一間ほど脇の方で自分の腹を切つて横に倒れており、弁太所持の脇差が手拭いで巻いて血が付いたまま脇に投げ出してあつた。

弁太はその時まだ息があり、「水よ水よ」と呻いている。母親で平次を切り殺し、自分も腹を切つたに違いないということになつた。

もともと弁太は身持ちが悪く、伊平次が山稼ぎなどで蓄えた金を瀬頭あたりの遊女遊びで散財し、敵しく異見したが聞き入れなかつた。五月には業を煮やした伊平次が弁太を棒で打擲したが、弁太も脇差しを振り回して伊平次を追い回し、家族が漸く宥めた。弁太は七月頃から下疳を煩い働くこともできずぶらぶらするようになると、伊平次は「無益ニ金銀遺捨、其上病身ニ相成何之用ニも不相立、甚以不孝もの」と罵り、斧を持って弁太を打つこともあつた。庄屋から異見された後は何事もなかつたが、伊平次は酒を呑むと弁太に小言を言うことが多くなり、弁太はそれを聞き流していたという。当夜は二人で濁り酒を呑むうちに口論となり、弁太が伊平次を殺害し自分も自死したとの推測になつた。

(二) 検使による取り調べ

事件後久野伴右衛門が藩から出役し、宮崎代官菅沼平右衛門とともに取り調べを行なつた。事件関係者として取り調べを受けた者は、伊平次妻とわ以下同人倅吉五郎・弁太祖母べん・弁太妻ちかたち家族のほか、隣家山伏善性院・同人妻とよ・同人倅正寿・同人妻ふで、伊平次親類の定左衛門・源之丞・藤次郎、弁太五人組合の曾右衛門・吉右衛門、大塚村庄屋富永友助・同村年寄秋右衛門・同高橋熊四郎・同黒木啓右衛門たちである。彼らは九月二十三日付で供述調書を検使に提出した(第4表参照)。

供述書の内容は、口裏を合わせたかのようにほぼどれも同様で

あるとわは、「誠ニ以前後忘却仕、惣身ふるい、水も遣し兼」るので、ふでに頼んで茶碗に水を入れて弁太の口もとに置いてもらった。凄惨な場面をみせられたとわは自失茫然となり、「介抱仕候気力の抜果」したまま善性院方へ戻つた。そこへ善性院父子も起きだしてきたので、とわは親類に知らせしてくれるよう懇願した。隣家からは「水よ」という弁太の声がしているので、とわと善性院・ふでの三人で見に行つたところ、弁太は衰弱しながらも「水よ」と声を出していた。とわは再度ふでに頼み、弁太の口元に水を置いてもらった。善性院は大変な事件が起こつたと言って、ふでとともに帰ってしまったので、仕方なくとわも善性院宅へついて行つた。そこに知らせを聞いた弁太の兄吉五郎が駆けつけたので、とわがその経緯を話すと吉五郎も大いに驚き「前後無弁相歎」、すぐに親類中と相談しなくてはと知らせに回り、直に親類の定左衛門・源之丞・藤次郎、五人組合の吉右衛門・曾右衛門らが集まつた。皆で話し合い、源之丞・吉右衛門は善性院に残り、吉五郎・定左衛門・善性院・藤次郎・曾右衛門ら五人で弁太の様子を見に行くのと、すでに弁太は絶命していた。当惑した吉五郎らは善後策を相談した。

いろいろ調べてみると、弁太妻ちかは三月から幕領細江村の親戚与三郎方へ逗留しており、老母は部屋にいたが老衰のうえ大病を煩い、足腰も弱り耳も聞こえない。すなわち、とわを始め家内全員が事件については全く何も知らないことがわかつた。ふと見ると、濁り酒が入つた桶に柄杓が掛けてあつたので、おそらくは伊平次と弁太が濁り酒を飲むうちに口論となり、酒狂のうえ弁太が伊

第4表 事件関係者一覧

当 人	立合人・奥印者	備 考
とわ	とわ親類与作・同村年寄高橋熊四郎・同村庄屋富永友助	伊平次妻・弁太母第一発見者
吉五郎	吉五郎親類与作・年寄高橋熊四郎・庄屋富永友助	伊平次倅弁太兄
正寿	年寄高橋熊四郎・庄屋富永友助	善性院倅
善性院・同人妻とよ	年寄高橋熊四郎・庄屋富永友助	山伏
ふて	年寄高橋熊四郎・庄屋富永友助	善性院倅正寿妻
へん	年寄高橋熊四郎・庄屋富永友助	弁太祖母
ちか	年寄高橋熊四郎・庄屋富永友助	弁太妻
定左衛門・源之丞・藤次郎	年寄高橋熊四郎・庄屋富永友助	伊平次親類
吉右衛門・曾右衛門	年寄高橋熊四郎・庄屋富永友助	弁太五人組合
秋右衛門・高橋熊四郎・黒木啓右衛門・富永友助		大塚村庄屋・年寄

(註) 天保九年「大塚村弁太親伊平次を殺害一件口書控」(内藤家文書)より。

あった。ただいくつか不審な点もある。次の史料は大塚村年寄である秋右衛門ら三人と庄屋富永友助ら村役人の供述書である。

乍恐以書付奉申上候

当村弁太儀親伊平次を及殺害、其身も致自殺候鉢ニ付
為御検使各様被成御越、右素乱御尋に付左ニ申上候

去ル十二日夕方、日高吉右衛門・曾右衛門両人高橋熊四郎方
へ罷出被聞候者、弁太方ニ而伊平次被切殺、弁太儀も腹を切相
果候段届出候ニ付、熊四郎儀早速庄屋元江其段申出候上、年寄
黒木啓右衛門・秋右衛門方江も被遣、友助儀者熊四郎同道い
たし弁太方江馳参見候処、伊平次儀者爐端ニ被切殺、弁太者尅
間程脇江腹を切横ニ倒相果居誠以驚入申候、乍去弁太療治ニ
可相成儀も可有御座哉与、早速医師福嶋大作殿相頼為見候得
共、絶脉ニ而療治ニ相成段ニ無御座与申聞御座候、(中略)
併若余人之仕業之程難計奉存候間、村中組合頭江も申付一統
吟味仕、死骸番手等急度申付置、友助儀不取敢御役所江罷出口
達申上候処、猪狩清三郎様郷組衆召連御出役之上、御内記御座

候ニ付尚又手尽悉操見候得共、何ぞ不審存候儀無御座候、尤兼
而伊平次・弁太不睦折々口論等いたし候趣相聞候ニ付、当八
月中両人共庄屋元江呼出友助り急度異見差加候処、其後者随
分睦敷相成趣ニ御座候処、全前酒狂之上忘却仕候、右及始末候
儀可有御座推察仕候儀御座候、右之外何ぞ怪敷存候儀無御座
候、此段乍恐以書付奉申上候、以上

まず訝しいのは、母親のとわが弁太らを発見したのが十二日夜
明け頃であったにもかかわらず、村役人に届け出たのは夕刻だと

とを強調している。処分は調書を取ったわずか三日後に出た。郡
方が下した処分は次のようなものであった。¹⁷⁾

宮崎郡大塚村 弁太

此もの儀去戌九月十一日夜居宅ニおゐて実父伊平儀を切殺、
其身自害之体ニ而相果居候段、村方り訴出候ニ付検使出役相
糺し、尚又其節之素乱要因とわ兄吉五郎隣家山伏善性院郡方
白洲ニおゐて遂吟味候処、兼々父子之間不睦敷折々喧嘩等い
たし候事も有之、十一日夜居合候者ハ無之といへとも、有合之
濁酒給候様子ニ付酒狂之上右之及始末候筋与相察候段何も同
様申立、親殺ニ無相違相聞不届至極重罪之ものニ付、存命ニ候
ハ、重キ御仕置可被仰付処自害致し候ニ付、死骸明廿七日場
所恒富村之内宿屋敷ニおゐて討首御仕置被仰付、獄門之儀ハ
是迄之通前々之通日数三日曝被仰付候

九月廿六日

事件は関係者の供述通りとなった。本来であれば弁太は親殺し
の重罪で極刑は免れなかったが、自死しているため死骸を討首さ
れ、三日間獄門台に曝される処分で済んだ。十八日付で医師福島
大作による死骸の疵改め書が検使に提出され、伊平次・弁太兩人
の死骸は塩詰にされて土中に仮埋されていた。日頃からの不和と
酒狂が原因だとして、村役人はもとより家族・親類まで一切処罰
はされなかった。地縁・血縁者が重罪を犯した場合、いかに被害
を最小限に済ませるか、共同体に求められていた課題だったと考
えられる。

いうことである。庄屋が犯罪性を疑い村中組合頭へ吟味を命じ、
死骸に番手を付けたうえで宮崎役所へ届け出、役所から郷組衆が
出役したのはそれからである。伊平次親類や五人組合はすぐに知
らせを受けて駆けつけており、親類定左衛門らは「朝四ツ前頃」に
知らせを受けたと証言している。夕刻まで彼らは弁太宅で何をし
ていたのか。また、弁太の療治に医師福嶋大作を呼んだのは村役
人たちであったことである。早い段階で弁太は絶命していたので
あり、村役人として遺体を確認する意味もあったであろうが、発見
されたときには弁太はまだ息があったのである。母親のとわが
「前後忘却仕、惣身ふるい、水も遣し兼」、水をほしがる息子を「介
抱仕候氣力も抜果」で放置したのは何とも不自然である。検使役
人でさえ「最初外庭迄帰掛り候節、怪敷様子見請候ハ、直様家内チ
之様子見届、且又水も自身遣シ可申筈、前後忘却いたし候与て乍
申、甚不人情之いたし方」と、母親としての行動を咎めている。

(二) 親殺しの処分

事件後の彼らの行動に不審な点があったとしても、目撃者は一
人もおらず真相は闇である。検使役人からの尋問には「何ぞ怪敷
存候儀も無御座候」と彼らは口を揃えて答えている。これ以上尋
問しても新たな真相を引き出すことは不可能であった。結果とし
て、弁太が酒狂のうえで父伊平次を切り殺して自らも自死したこ
と、弁太は身持ちが悪く伊平次との仲も悪かったことが関係者の
供述で「確定」された。また庄屋は弁太に異見を加えたこと、医師
を呼んで改めさせたことなど、村役人としての役割は果たしたこ

結びにかえて

日向国延岡藩領宮崎郡で起きた刑事事件を対象に、事件の発見
から犯人の捕縛、村・町での取り調べを追いながら、藩から検使が
出役して取り調べがなされる過程で、在地がその処理にどのよう
に対処したのかについてみてきた。いままで明らかにしてきたこ
とをまとめ、結びにかえたい。

まず文久二年の上別府村縊死人事件は、喰い逃げ犯として捕縛
し、着物類の窃盗を疑い取り調べを行った前半と、その後追放した
Aが縊死体として発見されたため検使出役となり取り調べがなさ
れた後半に分けられる。

前半については、喰い逃げ犯であるAが捕縛されたあと、村役人
に届け出ることなく盗賊方掛合が呼ばれて吟味していることに注
意したい。またその際に、非人乞食取締役である穢多も加わって
いたことの意味は大きい。彼らは藩から十手を預かり犯罪人捕縛
に携わっていたが、窃盗や喰い逃げなどの場合は、彼らの裁量内で
私的な処理ができたのである。

後半では、吟味の末に追い払ったAが縊死したため、事件は検使
出役のもとで公的な取り調べがなされた。Aが縊死した理由につ
いての真相は不明であるが、検使はAの生所などの聞き取りを怠
ったことを咎めており、取り調べ方法自体は問題にしていな
い。万吉はAを自宅に留め置いたことが「不念」、また吉五郎と為市は、
無届けでAを逗留させたことが「不都束」とされた。いずれも遠
慮・押込・過料といった軽い処分済まされている。

安政三年の盗人殺害事件では、中村町福島幸兵衛宅に侵入した盗人が幸兵衛に傷を負わせて逃亡し、翌日船引村で捕縛されるが、同町川原で親類や町衆に打擲されて死亡した事件である。この事件で注目されるのは、犯人捕縛に目明(番非人) ネットワークが十分に機能していることである。目明は村ごとに置かれ、独自のネットワークを持って情報を蒐集・交換しながら犯人捕縛を進めた。

また、集団暴行による傷害致死については、町はできるかぎり穏便に済ませようとしており、結果的には藩が町の自力制裁を黙認する形で事件を落着かせている。

天保九年大塚村弁太親伊平次殺害事件では、父親を殺害するという親殺しの大罪であったが、結果的には弁太が自死したこともあり、弁太の死骸の打ち首と曝しのみで済んでいる。最初に事件を発見した時まで息のあった弁太を介抱もせず放置して絶命させ、それから村役人に届けるまで半日以上かかっているなど不審な点も多い。しかし目撃者が一人もおらず、真相は闇である。不審から仲が悪く酒狂のうえでの殺人であり、しかも自死したために、親類・村役人など誰も処罰されなかった。弁太の自死は望まれているものだったのかもしれない。

事件発覚後、犯人捕縛や取り調べは在地役人によってなされ、事実を把握して善後策がとられ、その上で初めて検使の取り調べがなされた。すなわち検使による調査作成は、それを追認する形が取られたのである。いずれの事件も、それに拘わった者たちへの処分が軽罪で済まされていた意味は大きい。できる限り不利益を

最小限にしようとする在地に対して、領主権力側はそれを黙認することで治安維持能力を在地社会に求めたのである。

注

(1) 児玉憲治「改革組合村の事件・紛争処理と地域秩序―武州日野宿組合を事例に―」(『関東近世史研究』第66号 二〇〇九年)。このほかに落合功「近世村落の自律性について―上総国野里村での村内不埒者に対する内済の過程から―」(『広島修大論集』人文編四〇巻 一号 一九九九年)、落合延孝「近世村落における火事・盗みの検断権と神判の機能」(『歴史評論』四四 二一九八七年) 同「村秩序からの逸脱と統制―上野国碓氷郡上磯部村の博奕の村議定と事件を通して―」(群馬文化の會編『群馬文化』二二二 一九九〇年)、神崎直美「近世農民の罪と罰―近世村法研究序説―」(『中央史学』一三三 一九九〇年) などがある。

(2) 井上攻「村社会の諸事件と規範―下総国相馬郡豊田村の名主日記の分析から―」(『龍ヶ崎市史近世調査報告書Ⅱ』一九九六年)

(3) 山田勉「延岡藩の刑事内済」(『日本史研究』二九七 一九八七年)

(4) 明治二年「竈数石高人別調帳」内藤家文書

(5) 拙稿「近世期日向延岡藩の飛地支配と地域社会―宮崎郡村々の其指揮と支配―」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第16巻第1

号 二〇〇九年)・同「日向延岡藩宮崎郡における村役人と地域

社会」(『宮崎公立大学人文学部紀要』第17巻第1号 二〇一〇年)

(6) 文化四年六月朔日付「万覚書」(内藤家文書)

(7) 文政十二年九月四日付「万覚書」(右同)

(8) 文政五年八月九日付「万覚書」(右同)

(9) 嘉永元年六月十九日付「万覚書」(右同)

(10) 安永七年二月二十三日付「万覚書」(右同)

(11) 文久二戊九月「上別府村之内河原町裏江縊死人有之検使出役口書写」(明治大学博物館蔵内藤家文書 第一部 二一法制二七七)

(12) 被差別民である非人が警察権力の手先として犯人捕縛に活躍したことについては部落解放史の分野を中心に豊富な研究がある。日向国内の研究には、松下志朗「延岡藩における被差別民衆の世界―近世後期を中心に―」(『部落解放史・ふくおか』第62号 一九九一年)、比江島哲二「内藤藩延岡非人頭平五郎」(『部落解放史「宮崎」』第4号 一九九三年)、稲森建蔵「延岡藩を中心とした被差別部落の歴史について―宮崎県史・史料編近世」に見る―」(『同』第5号 一九九五年)、比江島哲二「内藤藩延岡非人頭平五郎Ⅱ」(『同』)、稲森建蔵「内藤家延岡非人頭平五郎を中心に―延岡藩領における非人の役目とその活躍ぶり―」(『部落解放史・ふくおか』第114号 二〇〇四年)

(13) 文久三年正月ヨリ「宮崎御罪当者留」(内藤家文書 第一部 二

一法制一四四)

(14) 安政三年「宮崎太田組之内中村町福嶋幸兵衛与申もの方江盗人忍入逃出沙汰兵衛追掛疵受、翌日盗人幸兵衛親類町内之ものとも差押打擲之上、盗人相果候ニ付検使一件口書類一式」(内藤家文書 第一部 二一法制二八七)

(15) 安政三辰年「諸品控日記帳」渡辺邦夫所蔵文書

(16) 天保九戌年九月「大塚村弁太親伊平次を殺害一件口書扣」(内藤家文書 第一部 二一法制一六六)

(17) 万延元申年四月「御罪当申達旧例書出」(内藤家文書 第一部 二一法制一四六)

附記

史料閲覧にあたり、宮崎県立図書館には大変御世話になりました。末尾ながら記して感謝致します。なお、明治大学博物館所蔵内藤家文書は、宮崎県立図書館蔵マイクロフィルムを使用しました。

